

組合発 2020-03 号

2020 年 4 月 6 日

## この度の新型コロナウィルスの流行に対する提案と要求

ウーバーイーツユニオン



新型コロナウィルスの感染拡大の状況にもかかわらず配達員は日々、ウーバーイーツ事業の継続に貢献し、一人でも多くの利用者に食料を届けるべく配達を継続しています。

そこで、ウーバーイーツユニオンとしては、以下の 2 点をウーバージャパン株式会社とウーバーポルティエジャパン合同会社に要求します。

1. 推奨されている配達した荷物を玄関横などに置く、いわゆる「置き配」といったドロップ時の対応は注文者との接触を制限し、感染リスクを低減できる可能性はありますが、ウーバーイーツでは、現金決済を導入し現金徴収を配達員に代行させています。また、飲食店での料理の受け取りや市中での待機、移動時の感染のリスクを低減することは配達員の自己責任となっています。一方、他の配送業者では配達員にマスクを配布するといった対応を行っています（例：DiDi、佐川急便、ヤマト運輸）。海外においてもフードデリバリー運営事業者が配達員に防疫装備（マスク、消毒液）を配布する必要性が高まっています。このような状況から、ウーバーイーツユニオンとしても、貴社らに対して新型コロナ感染予防対策を講じ、配達員に対してマスク、消毒液等を配布するよう求めます。

要求事項：配達員に対する各地域のパートナーセンターでのマスク、消毒液等感染予防具の配布

2. また、貴社らはサポートセンター、パートナーセンターの停止措置を行いながらウーバーイーツ事業自体のサービス停止措置は実施せず、業務遂行のサポート品質を低下させているのにもかかわらず配達業務は継続させています。インセンティブを通常時と変わらず適用している状況からも貴社らの危険状況下での事業継続姿勢は明らかです。

そこで、ウーバーイーツユニオンは危険手当の支払いを要求します。

要求事項：配達 1 件に対して 300 円の危険手当

以上